

力を合わせて万に備える大型保障

団体生命共済

団体定期生命共済

特
徴

- 組合員と一緒に、ご家族(配偶者・子ども)も加入できます。
- 掛金は年齢・性別に関係なく組合員・配偶者ともに同じです。
- 加入手続きが簡単、健康告知(申込書の健康状態の質問項目)は自己申告です。
- 事業年度ごとに全労済が定める基準にもとづき団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合は、割り戻し金としてお戻しします。
- 共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。

ご加入には組合員本人が全員一律加入契約に加入されていることが必要です。

1 ご加入いただける方

下記の①・②のすべてを満たす方が加入できます。

① 申込日(告知日)時点において健康な方*

※「健康な方」とは申込日(告知日)時点において、申込書の「健康状態についての質問事項(健康告知)」にもとづき、全労済が審査した結果、加入が認められると判断できる状態の方をいいます。

(注1) 申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行います。申込書の提出にあたっては、必ず申込日(告知日)をご記入ください。

(注2) すでに加入している方が、これまでと同じ口数で継続加入する場合は、健康状態にかかわらず継続加入できます。

② 契約発効日(2016年8月1日)において下記の年齢の方

● 組合員：満15歳～満64歳以下の組合員および組合が認めた方

● 配偶者：満64歳以下の方

内縁関係者にある方を含みます。ただし、契約者(組合員)または内縁関係者にある方に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。

● 子ども：満24歳以下で同一生計の子ども

同一生計の子どもとは、契約者(組合員)および契約者の配偶者の未婚の子どもです。

<ご加入いただけない方>

● 危険職業として全労済が指定した職業・職務に従事している方

a. 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類する職業・職務

b. テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業・職務

● 「申込書」の「健康状態についての質問事項(健康告知)」の回答内容によって全労済が加入を妥当でないと判断した方

※同一加入者が複数団体を通じて加入があり引受可能額を超えていた場合は、超過分はお支払いできません。

2 ご加入できる口数

(年齢は2016年8月1日発効日時点の満年齢です)

組合員および組合が認めた方

● 満15歳から満59歳までの方……30口～290口

● 満60歳から満64歳までの新規・増口の方……30口～50口

(注) 8月1日の満年齢が60歳以上の継続の方は190口を限度に満59歳時点で加入した契約口数の範囲で退職まで継続可能です(最高満64歳まで)。

配偶者

● 満59歳までの方……10口～100口

● 満60歳から満64歳までの新規・増口の方……10口～60口

(注) 8月1日の満年齢が60歳以上の継続の方は100口を限度に満59歳時点で加入した契約口数の範囲で組合員が退職するまで継続可能です(最高満64歳まで)。

組合員と同一生計の未婚の子ども

● 満3歳までの方……10口～30口

● 満4歳から満24歳までの方……10口～60口

ご注意

① 組合員は30口から加入してください。

現在20口加入の組合員の方は原則30口以上へ引き上げてください。ただし、健康告知該当者は現状の口数となります。

② 8月1日現在満25歳になるお子さまは契約が終了となりますので、「継続申込書」から除かれています。

③ 契約期間中は口数の増減または任意解約はできません。

④ 更新時に増口をされる方は、増口分について健康告知が必要となります。

⑤ 配偶者・子どものみの加入はできません。組合員の加入が条件です。

⑥ 重度障がいの方は、申し込み口数に制限があります。

詳しくは組合までおたずねください。

3 保障の内容

こんなとき、共済金をお支払いします。 ● 病気の入院は対象になりません(新総合医療共済のご加入をおすすめします)。



① 病気等による死亡・重度障がい

不慮の事故等に含まれない死亡・重度障がい(注1)。



② 不慮の事故等による死亡・重度障がい

不慮の事故(注2)、感染症(注3)による死亡・重度障がい。



③ 不慮の事故等による障がい(注4)

労働者災害補償保険法3級の1・5～14級。不慮の事故、感染症による身体障がい。



④ 不慮の事故による入院

不慮の事故により、事故の日から180日以内に開始した入院で1日以上入院をしたとき、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。

(注1) 労働者災害補償保険法1級、2級および3級の2・3・4

(注2) 不慮の事故には交通事故を含みます。

(注3) 全労済が規約に定める感染症をいいます。

(注4) 障がい保障の障害等級は、労働者災害補償保険法で定める障害等級に準じます。

不慮の事故(交通事故を含みます)を直接の原因とする共済金の支払いについて

① 契約期間中に不慮の事故が発生していること、かつ、② 契約期間中に死亡、重度障がい、障がい、入院などのお支払いが発生していること、かつ、③ 入院については、事故の日から180日以内に入院を開始していること、を条件とします。

4 月払掛金と保障額

あなたのライフステージに合った保障をお選びください。 組合員の最低加入口数は30口です。

月払掛金と保障額	加入口数	月払掛金 組合員 月払掛金	保障額			
			病気等による 死亡・重度障害 共済金	不慮の事故等による		不慮の事故による 入院共済金 (日額)
				死亡・重度障害 共済金	障害共済金 (第3級の1・5～第14級)	
組合員 満15歳～ 満59歳まで (新規・増口)	290口	8,090円	2,900万円	5,800万円	1,710万円～76万円	9,000円
	280口	7,830円	2,800万円	5,600万円	1,710万円～76万円	9,000円
	270口	7,570円	2,700万円	5,400万円	1,710万円～76万円	9,000円
	260口	7,310円	2,600万円	5,200万円	1,710万円～76万円	9,000円
	250口	7,050円	2,500万円	5,000万円	1,710万円～76万円	9,000円
	240口	6,790円	2,400万円	4,800万円	1,710万円～76万円	9,000円
	230口	6,530円	2,300万円	4,600万円	1,710万円～76万円	9,000円
	220口	6,270円	2,200万円	4,400万円	1,710万円～76万円	9,000円
	210口	6,010円	2,100万円	4,200万円	1,710万円～76万円	9,000円
	200口	5,750円	2,000万円	4,000万円	1,710万円～76万円	9,000円
	190口	5,490円	1,900万円	3,800万円	1,710万円～76万円	9,000円
	180口	5,220円	1,800万円	3,600万円	1,620万円～72万円	9,000円
	170口	4,950円	1,700万円	3,400万円	1,530万円～68万円	9,000円
	160口	4,680円	1,600万円	3,200万円	1,440万円～64万円	9,000円
	150口	4,410円	1,500万円	3,000万円	1,350万円～60万円	9,000円
	140口	4,140円	1,400万円	2,800万円	1,260万円～56万円	9,000円
	130口	3,870円	1,300万円	2,600万円	1,170万円～52万円	9,000円
	120口	3,600円	1,200万円	2,400万円	1,080万円～48万円	9,000円
	110口	3,330円	1,100万円	2,200万円	990万円～44万円	9,000円
100口	3,060円	1,000万円	2,000万円	900万円～40万円	9,000円	
90口	2,790円	900万円	1,800万円	810万円～36万円	9,000円	
80口	2,480円	800万円	1,600万円	720万円～32万円	8,000円	
70口	2,170円	700万円	1,400万円	630万円～28万円	7,000円	
60口	1,860円	600万円	1,200万円	540万円～24万円	6,000円	
満60歳～ 満64歳まで (継続)	50口	1,550円	500万円	1,000万円	450万円～20万円	5,000円
	40口	1,240円	400万円	800万円	360万円～16万円	4,000円
	30口	930円	300万円	600万円	270万円～12万円	3,000円
	20口	620円	200万円	400万円	180万円～8万円	2,000円

※不慮の事故による入院は日額10,000円が限度です。組合員は一律加入で日額1,000円に加入しているため、90口～290口に加入の場合、日額9,000円となります。

月払掛金と保障額	加入口数	月払掛金		保障額			
		配偶者 月払掛金	子ども 月払掛金	病気等による 死亡・重度障害 共済金	不慮の事故等による		不慮の事故による 入院共済金 (日額)
					死亡・重度障害 共済金	障害共済金 (第3級の1・5～第14級)	
配偶者 満59歳まで (新規・増口)	100口	3,100円		1,000万円	2,000万円	900万円～40万円	10,000円
	90口	2,790円		900万円	1,800万円	810万円～36万円	9,000円
	80口	2,480円		800万円	1,600万円	720万円～32万円	8,000円
	70口	2,170円		700万円	1,400万円	630万円～28万円	7,000円
配偶者 満60歳～ 満64歳まで (継続)	60口	1,860円	960円	600万円	1,200万円	540万円～24万円	6,000円
	50口	1,550円	800円	500万円	1,000万円	450万円～20万円	5,000円
	40口	1,240円	640円	400万円	800万円	360万円～16万円	4,000円
	30口	930円	480円	300万円	600万円	270万円～12万円	3,000円
	20口	620円	320円	200万円	400万円	180万円～8万円	2,000円
	10口	310円	160円	100万円	200万円	90万円～4万円	1,000円

※ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際はP.22以降の「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。